

令和 3 年
第 4 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 4 月 27 日（火） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員（ 17 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	5 番	松永 克生	6 番 吉崎 久男
	7 番	六反田 達郎	8 番	松藺 勝郎	9 番 梶山 俊孝
	10 番	東垂水 勝秀	11 番	今市 範男	12 番 本木下 裕一
	14 番	月野 貴大	15 番	池田 慎	16 番 下之門 信洋
	17 番	東垂水美智子	18 番	雪丸 泰親	19 番 大隣 初美

4. 欠席委員（ 2 人） 4 番 桑代 純一 13 番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 26 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 27 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 28 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 29 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 10 議案第 31 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等
に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 日程第 11 南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会委員の選出について
- 日程第 12 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 西野 政則, 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。桑代 委員、宮原 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 4 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 133 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立

ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、5番 松永 委員、6番 吉崎 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日4月27日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先ず、3番でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。
貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
農地中間管理機構への載せ替えによるもので、畑2筆 6,203 m²、颯娃地域です。
続きまして6番から13番でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が49件ございました。
貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外です。
貸人主導によるもの18件、借人主導によるもの31件のうち、農地中間管理機構への載せ替えが5件となっております。地目の内訳は、田6筆 2,761 m²、畑78筆 133,436 m²の合計84筆 136,197 m²で、颯娃地域10件、知覧地域25件、川辺地域14件です。
なお、各番一番右端備考欄に記載があります筆が、後ほど審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

本木下委員 13 分の審議番号 47 でございますが、川辺町神殿ですが、この土地については、耕作放棄地解消事業のからみはないということですか。

事務局長 只今、本木下委員からございましたが、46 番 47 番につきましては借人の〇〇〇〇さんが、平成 29 年度に農政課関係の補助事業で耕作放棄地解消をしています。そちらの実施した土地は、同じ神殿地区内ですが、字で言えば前平で、こちらの 2 筆とはまた別な場所となっております。

補助事業の要件として 5 年以上耕作を続けるとなっております。それには当たらないということです。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 15 分から 18 分で、今回は、新規認定 3 件、再認定 1 件であります。一覧表は 16 分、新規認定個別表は、17 分になります。

まず、整理番号 1、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。現在、花木など 969 a の経営を行っていますが、今後は、1,135 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号 2、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。現在、葉たばこ 550 a、焼酎用甘藷 1,400 a、加工用大根 700 a の経営を行っていますが、今後は、葉たばこ 600 a、焼酎用甘藷 1,600 a、加工用大根 800 a まで規模拡大し経営の安定に努めたい考えです。

次に、整理番号 3、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、みかん 360 a、キンカンなどの経営を行っていますが、今後は、現状を維持しながら園内道の整備を図り、安全管理及び作業効率の向上に努めたい考えです。

3 件それぞれの経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願いいたします。

また、再認定1件の個別表は、資料の18頁になりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第26号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。まず、梶山委員お願いします。

梶山委員 4月12日大隣委員と事務局2人で現地調査を行いましたので報告いたします。20頁の審議番号1番です。関連資料は本日差替えた22頁から24頁になります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑 9,926 m²で、〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は、〇〇〇自治会近隣で畜産業を営んでおり、既設牛舎の老朽化に伴い、補助事業を活用して、祖父の農地を借り受けて牛舎を建築しようとする事から、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は他人の牛舎に、東側、西側は畑に、南側は市道に接しています。現在の牛舎につきましては住宅が間近で苦情もあるような場所でありましたが、今回の予定地は住宅地から離れており立地的にも好条件と思われます。

申請地は現状のままで利用するが、法面保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号2番です。関連資料は25頁から27頁になります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇、畑 698 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で社会福祉事業を営む法人であり、西側隣接地に整備中の障害福祉施設の建設に伴い、進入路突き当たり部と建物との距離が狭くなったことから隅切り部を設け、又、事業の拡大に伴い、感染症対策の隔離棟、倉庫を設置しよう

とすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は障害福祉施設建設地、駐車場予定地に、東側は県道に、南側は駐車場予定地に、西側は障害福祉施設建設地に接しています。

現状のままで利用するが、砂利舗装をするので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は貯留槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設け、建物の高さを抑制するので、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、月野委員をお願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は28頁から30頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑1,896㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、建築・不動産業を営む法人であり、住宅ニーズに応えるために、特定建築条件付土地を造成しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側、東側、西側は宅地に、南側は市道に接しています。50cm程度の盛り土切り土を行うが、擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枡を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、下之門委員をお願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は31頁から33頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑499㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側、東側は畑に、南側は県道に、西側は宅地に接しています。現状のままで利用するが、擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして審議番号5番です。関連資料は34頁から36頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、宅地 135.75 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で造園業を営む法人であり、昭和 60 年に隣接地に事務所を建築する際に、手続きを経ずに申請地に事務所の一部を建築していたことから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は畑に、東側、西側は宅地に、南側は県道に接しています。既に建築済みであることから、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号6番です。関連資料は 37 頁から 40 頁になります。

申請人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外1筆、畑 4,140 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、申請地一帯で畜産業を営んでおり、規模拡大を図るために、牛舎及び牛の運動場を整備しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地〇〇〇〇番の北側、南側は牛舎に、東側は畑に、西側は市道に接しており、申請地〇〇〇〇番〇の北側は畑に、東側、南側は牛舎に、西側は雑種地に接しています。

1m程度の盛り土を行うが、畦畔を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 (建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて説明)

補足説明いたします。

審議番号1番の用途区分変更につきましては、近くに機械倉庫がある祖父の農地を借り受けて建築することから、6番の用途区分変更につきましては、申請地一帯で畜産業を営んでおり、規模拡大を図るための申請であることから代替地の検討はしていませんが、2件ともに養畜の業務のために必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当することから、妥当な変更であると判断されます。

審議番号2番の農振除外につきましては、隣の障害福祉施設に附帯して利用する施設であることから、代替地の検討はしておらず、審議番号5番の農振除外につきましては、追認での申請であることから代替地の検討はしていませんが、始末書が提出されています。審議番号3番、4番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

4件ともに農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業未実施地区であることから、除外はやむを得ないと判断されます。

なお、審議番号1番につきましては、資金調達計画が整い次第、転用許可申請がなされる見込みです。審議番号2番につきましては、同時に4条転用許可申請が、審議番号3番、4番、6番につきましては、同時に5条転用許可申請がなされており、審議番号5番につきましては、現況、登記地目共に宅地ですので、転用許可は不要です。

補足説明を終わります。

- 議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。
- 議 長 質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第26号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第26号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
- 議 長 次に、日程第6 議案第27号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。
- 農地係長 説明いたします。42 号、43 号の所有権移転 16 件でございます。
譲渡人は、埼玉県〇〇の〇〇〇〇さん及び埼玉県〇〇の〇〇〇〇さん、譲受

人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇 外の申請です。

地目の内訳は、田3筆 2,064 m²、畑 19 筆 15,986 m²の合計 22 筆 18,050 m²で、理由につきましては、規模拡大 11 件、受贈3件、交換1件、空き家物件に接続する農地の取得1件です。

取引価格につきましては、10a 当たり 52 千円から 495 千円で、地域別では、潁娃地域7件、知覧地域5件、川辺地域4件でございます。

なお、農地法第3条第2項各号に該当するかの判断につきましては、提出されました 44 ㊦から 52 ㊦の調査書、営農計画書及び誓約書に基づき確認し、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

また、53 ㊦につきましては、審議番号 14 番の空き家物件に接続する農地の取得を理由とする申請地の図面になります。空き家が建っている宅地〇〇〇〇番と接続する、空き家所有者の農地〇〇〇〇番〇及び〇を同時に取得しようとするものです。

説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 27 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 27 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 28 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。梶山委員をお願いします。

梶山委員 報告いたします。55 ㊦の審議番号1番です。資料は 56 ㊦から 58 ㊦になります。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇です。
申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報

告しましたので省略します。

続きまして、審議番号2番です。資料は 59 頁から 61 頁になります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇、宅地 840.84 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に実家住まいであり、実家が手狭であることから、申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、東側、南側は畑に、西側は県道に接しています。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号3番です。資料は 62 頁から 64 頁になります。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 144 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で農業を営んでおり、北側の農地へ容易に進入できるよう、市道からの進入通路として整備しようとするものです。

申請地の北側は畑に、東側は宅地、通路に、南側は市道に、西側は宅地、畑に接しています。

土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の立地基準につきましては、周囲に概ね 10 ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、土地収用法第3条第 23 号の社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設であることから、第1種農地の不許可の例外である『収用法対象事業』に区分されます。

審議番号2番の立地基準につきましては、周囲に概ね 10 ha 以上の一団の農地

があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に隣接しており、3戸以上の住宅等の敷地が、それぞれ概ね 50m 以内にあることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号 3 番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m 以内に〇〇〇〇及び〇〇〇〇があることから、第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

なお、審議番号 1 番、2 番は第 1 種農地に区分されるため、審議番号 1 番は農振除外の認可見込みの時点で、審議番号 2 番は来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 28 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって議案第 28 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 8 議案第 29 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。大隣委員をお願いします。

大隣委員 報告いたします。66 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 69 頁から 72 頁になります。
借人、譲受人は、東京都〇〇の〇〇〇〇、貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さ

ん 外1名, 譲渡人は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は, 穎娃町〇〇〇〇番〇 外4筆, 畑 2,412 m², 山林 898 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は, 東京都目黒区に本店を置き, 太陽光発電事業を営む法人であり, 経営安定を図るために, 日当たりが良い申請地に, 近隣の宅地1筆, 山林2筆と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地〇〇〇〇番〇, 〇〇〇〇番〇, 〇〇〇〇番〇の北側は畑, 太陽光発電施設予定地に, 東側は市道に, 南側は畑に, 西側は宅地に接しており, 申請地〇〇〇〇番〇の北側, 南側は太陽光発電施設予定地に, 東側は山林に, 西側は市道に接しています。又, 申請地〇〇〇〇番〇の北側は宅地に, 東側は山林に, 南側は太陽光発電施設予定地に, 西側は市道に接しています。

土砂流出, 日照・通風等については, 周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお, 雨水排水については, それぞれの区画の一番低い位置に設置する溜枡を介して道路側溝へ放流し, 一体利用する山林2筆の雨水は自然流下で南東側の調整池に放流する計画とのことで, 周囲に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして審議番号2番です。関連資料は 73 頁から 75 頁になります。

譲受人は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん, 譲渡人は, 東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は, 穎娃町〇〇〇〇番 外1筆, 畑 862 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は, 市内で水道設備業を営んでおり, 資材置場が不足していることから, 申請地を譲り受けて, 隣接する宅地1筆と一体で資材置場を整備しようとするものです。

申請地の北側は雑種地に, 東側は山林に, 南側は市道に, 西側は畑, 宅地に接しています。

土砂流出, 雨水排水, 日照・通風等については, 周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に, 月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は 76 頁から 78 頁になります。

譲受人は, 鹿児島市の〇〇〇〇, 譲渡人は, 神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由, 被害防除対策等につきましては, 先ほど農振除外で報

告しましたので省略します。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は 79 頁から 81 頁になります。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。
申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員お願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号5番です。関連資料は 82 頁から 84 頁になります。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、山林 377 m²で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、市内で農業を営んでおり、規模拡大に伴い自宅敷地にある倉庫が手狭になったことから、申請地を譲り受けて、農業用倉庫を建築しようとするものです。
申請地の北側、南側は宅地に、東側は畑に、西側は市道に接しています。
土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 報告いたします。審議番号6番です。関連資料は 85 頁から 87 頁になります。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲渡人は、宮崎県〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、川辺町〇〇〇〇番、畑 333 m²で〇〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、市外に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。
申請地の北側は市道に、東側は雑種地に、南側は畑に、西側は田、雑種地に接しています。
土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地へ

影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号7番です。関連資料は 88 頁から 90 頁になります。
譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑 216 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で不動産業を営んでおり、申請地西側隣接地に賃貸住宅を所有しているが、宅地への進入路が1ヶ所しかなく不便であることから、申請地を譲り受けて、通路を整備しようとするものです。

申請地の南東側は市道に、北西側は畑、宅地、雑種地に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして審議番号8番です。関連資料は 91 頁から 94 頁になります。

譲受人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容や添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号1番の太陽光発電施設につきましては、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

また、審議番号3番につきましては、特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けるための要件、遵守事項を記した申出書及び土地購入者との間における一般的な売買契約書案が提出されております。又、開発行為に該当することから市の都市計画係と土地利用について協議中でありまして、承認を条件に許可相当となります。

審議番号1番、2番、5番の立地基準につきましては、中山間地域等に存在する

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号3番、4番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存の集落に隣接しており、3戸以上の住宅等の敷地が、それぞれ概ね 50m 以内にあることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号6番、7番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号8番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、農業用施設用地への用途区分変更後の転用目的が、養畜の業務のために必要な牛舎及び牛の運動場の整備であることから、農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、審議番号1番につきましては、申請面積が 3,000 m²を超えるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

又、審議番号3番、4番につきましては、第1種農地に、審議番号8番につきましては、農用地区域内農地に区分されるため、それぞれ農振除外、用途区分変更の認可見込みの時点で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 29 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第 29 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見

聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第9 議案第30号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。97 号を御覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外5件です。

畑8筆 13,289 m²で、理由につきましては、規模拡大です。

取引価格につきましては、10a 当たり 207 千円から 620 千円で、顕娃地域4件、知覧地域1件、川辺地域1件です。

続きまして、99 号から 117 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 129 件です。

設定面積は、田 74 筆 59,310 m²、畑 134 筆 175,649 m²の合計 208 筆 234,959 m²で、顕娃地域 42 件、知覧地域 31 件、川辺地域 57 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 17 件、設定面積は、田6筆 2,814 m²、畑 24 筆 39,992 m²の合計 30 筆 42,806 m²で、顕娃地域3件、川辺地域 14 件となっております。

続きまして、119 号から 124 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 26 件です。

設定面積は、田9筆 7,920 m²、畑 49 筆 76,471 m²の合計 58 筆 84,391 m²で、顕娃地域4件、知覧地域 15 件、川辺地域8件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 12 件、設定面積は、畑 33 筆 54,753 m²で、顕娃地域1件、知覧地域 11 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議長 只今、説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が、44 番から 57 番、〇〇委員が、119 番から 130 番について議

事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 30 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(2人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号のうち、議事参与の制限に該当する

案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員，〇〇委員の入室を許可いたします。

(2人 入室)

議 長 〇〇委員，〇〇委員に報告いたします。議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に，日程第 10 議案第 31 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料は 126 頁から 129 頁で，これは，押印廃止に伴い，所要の改正をしようとするものであります。申込書，推薦書ともに個人が氏名を署名する場合は，押印は不要となります。なお，法人等が推薦する場合は今まで通り必要となります。

また，農業委員の委員の選任等に関する規則につきましても同様に押印が廃止されておりますが，市長部局が定めた「規則」でありますので一括して行政係で行うとのことです。

審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の件で質問，御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第 31 号 南九州市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定については提案通り承認することに御異議ありませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 31 号は提案通り承認されました。

議 長 次に，日程第 11，南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会委員の選出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

農政係長

資料は 131 頁から 132 頁になります。

添付資料のとおり、南九州市長より南九州市いのちを支える自殺対策推進協議会への委員推薦依頼がありました。

この委員は、令和 2 年 10 月末から、永山委員にお願いをしていたところですが、令和 3 年 3 月 31 日で任期満了となるため、新たに委員を選出する必要があります。

このことから、先般、会長・会長職務代理・事務局で協議し、引き続き永山委員を推薦したいと考えておりますので、御承認をお願いいたします。

なお、永山委員からは、他の委員の皆様から御承認が得られれば引き受けて下さるとの承諾を得ております。

よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明のありました農業委員会からの委員の推薦については、永山委員を推薦したいとのことですが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

協議会委員は、永山委員を推薦するということによろしいでしょうか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、日程第 11 について、協議会委員は永山委員を推薦するということで市長へ報告いたします。

議 長

次に、日程第 12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

松村主査

(農業者年金加入推進について説明)

事務局長

(今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第4回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時